

独立行政法人航海訓練所
平成19年度業務実績評価調書

平成20年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

平成19年度業務実績評価：航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評 価	評定理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 ・ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練体制を構築する。 ・ 練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進める。 ・ 船内組織と陸上組織を有効に連携・機能させた効率的な組織運営体制を確立する。	船員教育のあり方に関する検討会報告を反映した航海訓練体制についての部内検討と関係機関との協議を進める。 また、交通政策審議会海事分科会における中間とりまとめの状況を踏まえ、必要な対応に積極的に取り組む。 一方、陸上からの支援強化等により、本事業年度において練習船の運航要員3人を縮減して効率化を図るとともに、平成18年度から完全適用となった船員法に基づく予備船員制度の検証を行う。 これらにより、今後の一層効率的な組織運営に資する。	4	次のとおり、年度計画にしたがい組織運営の効率化が進められている。 「船員教育のあり方に関する検討会報告」に基づき、次の項目について関係機関との協議が始められている。 ・ 実習委託費の引き上げ ・ タービン練習船の代替え ・ 船員教育機関との連携強化 交通政策審議会海事分科会における中間とりまとめを踏まえ、帆船を活用した日本人船員（海技者）の確保・育成のための施策への取り組みが始められている。 練習船における業務の一部について、システム化や陸上からの支援強化を図るなどの改善・効率化により、運航要員が3名縮減されている。 船員法に基づく予備船員制度の検証により、予備員率20%で実施できるよう職員の配乗パターンを一部変更するなど、効率的な組織運営に努めている。	・ 運航要員の合理化や、厳しい予備員率への取り組みなど、効率的な運営が積極的に行われている。 ・ 教育機関として、大きな政策転換に適切に対応している。

(2) 人材の活用の推進 ・ 航海訓練実施のため必要な役職員を確保する。 ・ 大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るため、220名程度の人事交流を実施する。	組織の一層の活性化を図るため、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び海運会社等の知見を積極的に活用しつつ、目的を明確にした人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に44名程度の人事交流を図る。	3	国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等との間で、48名の人事交流が行われ、組織の活性化が図られている。	
(3) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。 また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。	① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に6%程度の抑制を図る。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。	4	① 一般管理費については、国内交通費等を節約することにより、中期計画の初年度予算額に対して約8%（5,761千円）が抑制されている。 業務経費については、船舶の修繕方法を工夫するなどの節約により、同予算額に対して約2%（31,865千円）が抑制されている。	・ 一般管理費の抑制が積極的に進められている。加えて、燃料費高騰にもかかわらず業務経費の抑制についても目標を達成している。
② 外航船員に求められる実践的な海事英語能力を高めるための訓練を効率的・効果的に実施し、その一環として同訓練の民間開放を推進する。	② 実践的海事英語訓練について、実行可能な訓練内容を民間に業務委託することにより、民間開放を推進する。	3	② 海事英語訓練については、一般競争入札により決定した一般の英語講師派遣業者から、ネイティブスピーカーの派遣を受けて実施し、適切に民間開放を推進している。 なお、航海訓練業務における民間開放については、規制改革・民間開放推進会議等の指摘を踏まえ、適正に実施されている。	

③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練業務の効率化を推進する。	③ 船員教育のあり方に関する検討会報告を反映した業務運営の効率化を検討する。	3	③ 船員教育のあり方に関する検討会報告を踏まえ、次について航海訓練業務の効率化が検討されている。 ・帆船実習の時期の見直し ・航海訓練の複線化を導入した場合の対応	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 航海訓練の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる学生、生徒等に対し、海運界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。	独立行政法人航海訓練所法（平成 11 年法律第 213 号）第 11 条第 1 号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対し、海運業界のニーズ及び国際的な動向を反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。	—	—	—

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し 日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。 ・管理能力向上に向けた実務訓練 ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練 ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与 ・SOLAS条約、ISPSコード、SMS等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練	三級海技士養成にあつては、引き続き日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。 平成 18 年度から開始した、STCW 条約の項目順に編成した新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」の導入を計画に沿って進めるとともに、その検証を行う。 また、平成 20 年度から新たに開始される独立行政法人海技教育機構の海上技術コース（航海専修・機関専修）の実習生に対する航海訓練のための「指導要領」及び「訓練記録簿」を作成する。	4	平成 18 年度に引き続き外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図るため「実習指導要領」が検証され、「英語」の能力項目の実習内容が修正されている。 平成 20 年度よりタービン船からディーゼル船での遠洋航海に変更するため、大学機関科及び商船高等専門学校機関科の「指導要領」が適切に修正されている。 世界海事大学（WMU）への留学生又は海外派遣の経験のある教官が作成した海事英語教材により、海事英語訓練の充実が図られている。 商船高等専門学校に対して、新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」が導入され、問題なく実施できることが確認されている。 平成 20 年度から、新たに航海訓練を開始する海技教育機構の海上技術コース（航海専修・機関専修）を対象にした「指導要領」及び「訓練記録簿」が作成されている。 海技教育機構の海上技術コース（航海・機関）を対象にした「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」の改定について編集方針が定められている。	・ 英語訓練が目標以上に充実している。 ・ 構造転換の要請に精力的に対応している。
--	---	----------	--	--

(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し 若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。 ・ 即戦力化を目指した実務訓練 ・ モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与 ・ 航海当直能力向上のための基礎技能訓練 ・ 「指差呼称」の徹底など安全確認の体得	四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。 四級海技士についても三級海技士養成と同様の観点から新たな指導要領等を導入し、その検証を開始する。	3	管理能力に係る意識の向上を図り、実習生主体による当直を実施し、船員としての自覚と責任感を付与するよう努めている。 また、入直時には入直回数に応じた目標を認識させることにより、即戦力化に向けた確実なステップアップが図られるよう工夫されている。 甲板機械及び機関室各機器の操作実習では、「服装確認」、「指差呼称」の安全確認を徹底、反復させ、安全管理に係る意識の向上が図られている。 四級海技士養成コースを対象にしたSTCW 条約に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」が作成され、「実習訓練の評価」体制が改定されている。	
--	---	----------	--	--

(c) 実習生の適正な配乗計画と受け入れ計画及び訓練の達成目標 - 船員教育機関の養成定員、受入れ実績等を踏まえた実習生の受入れ計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。 - 内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。	各船員教育機関の養成定員及び科別、学年別受入実績を踏まえた実習生の受入計画を立案し、各船員教育機関の養成目的及び関係法令の要件等を満たすとともに、船員教育のあり方に関する検討会報告を反映するように配乗を計画する。 内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。	4	各船員教育機関からの受入実績や在籍者数を踏まえ、平成 20 年度実習生受入計画が立案されている。 養成内容及び関係法令の要件等を考慮するとともに、検討会報告に対応して帆船実習の時期が見直され、関係機関との調整のうえ、平成 20 年度実習生配乗計画が作成されている。 知識試験及び実技試験により、実習生の到達レベルが確認されるとともに、再指導等の徹底により、訓練課程の修了率が 99.2%になっている。 内航業界からの要望に対応して、海技教育機構(以下、海技教育機構という)と連携して創設された六級海技士(航海)課程の航海訓練(2 回 計 39 名)が実施されている。 外航業界の強い要望に即応し、フィリピン国 MAAP 校と協定が締結されるとともに、30 名の実習生が受入れられ 2 か月間の航海訓練が実施されている。	- 内航業界の要望に対応し、新規に六級海技士(航海)課程について、2 か月間の航海訓練を実施している。 - フィリピン国海事教育に積極的に関与・貢献している。
--	---	----------	--	--

(d) 訓練機材の整備 ・ 多人数かつ養成課程の異なる実習を一つの船で同時に訓練する状況において、実際の運航場面を通じて効果的・効率的に訓練を行うため、当所が開発したオンボードシミュレータ等の計画的な導入を図る。 ・ オンボードシミュレータに関しては、インストラクターの養成とともに、民間からの人材活用を検討し、訓練効果の向上を図る。 ・ 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の更新整備を実施する。	社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、大成丸へのオンボードシミュレータ導入に向けた仕様検討等の準備及びオンボードシミュレータのインストラクター養成を推進する。 また、海事英語演習機材等の導入・整備を継続実施する。 国際基準に基づく訓練体制全般の評価システムである資質基準システム（QSS）について、実習データ管理に係るシステム構築に向けて、概念設計・仕様検討を継続する。	3	・ 大成丸へのオンボード操船シミュレータ導入に向け、基本仕様が作成されている。 ・ 海技教育機構海技大学校との人事交流により、職員 2 名をシミュレータのインストラクターが養成され、平成 13 年度から 5 名のインストラクターが養成されている。 ・ 海事英語に関する教本及び視聴覚教材が整備されるとともに、外国人乗組員に対する作業指示を想定した音声教材が独自に作成されている。 ・ 平成 18 年度に更新されたハードウェアに実習データ管理システムが構築され、順次データが移設されている。 また、個人情報管理強化のため、サーバーにアクセスする際の指紋認証システムの導入及びデータの漏洩防止のための暗号化が行われている。	
(e) 意見交換会の開催 ・ 内航及び外航の初級船舶職員に要求される技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するため意見交換会を年間 15 回程度開催する。 ・ 海運業界が訓練現場を視察する場を設ける等、海運業界等との対話、連携を強化する。	内航及び外航のニーズを的確に把握するための意見交換会を 15 回程度開催するほか、海運業界等の関係者が訓練現場を視察する機会を設けることにより、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化の一層の充実を図る。	4	・ 船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を 20 回開催し、内航及び外航のニーズの把握に努めている。 ・ 練習船視察会と併せて、内航、外航の各業界が要望する訓練に関する意見交換会を実施するなど業界との連携の強化が図られている。 ・ 「交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会」委員の練習船視察会が実施されている。 (練習船視察会実施回数 計 8 回)	・ 目標値を上回る成果をあげている。

(f) 実習生による評価 ・ 実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し速やかに改善する。 ・ 実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に実習生による訓練評価を年間20回程度実施する。	訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期にアンケート調査方式での実習生による訓練評価を20回程度実施する。	3	・ 実習生による訓練評価が計画どおり20回実施されている。 ・ 評価結果を集計・解析し、実習生の満足度等が定量的に把握されるとともに、苦情・要望等についての原因が考察され、各船の教官に対するフィードバックが実施され、適切に問題点の改善が図られている。	
(g) 職員研修 ・ 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。 ・ 航海訓練・研究活動の活性化を図るため、世界海事大学等の海外の教育研究機関への留学を推進する。 ・ 期間中に延べ500名以上に對し研修を実施する。	職員の職務別及び階層別に求められる能力に応じた研修計画を定め、より効果的・効率的な研修の実施方法を試行する。 期間中に、延べ100名以上の職員に対し、内部研修及び外部への委託研修を実施する。加えて海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内研修の実施を図る。 職員1名の海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。	3	・ 職員の職務別及び階層別に應じて研修計画が定められ、より効果的・効率的な研修の実施が試行されている。 ・ 内部研修及び外部委託研修を合わせ、延べ134名(海技職及び教育職職員114名、行政職20名)の職員に対する研修が実施されているとともに、練習船に受け入れた研修員の知見を活用した船内研修が実施され、訓練内容の充実に努めている。 ・ 世界海事大学(WMU)「海事教育訓練コース」への留学(職員1名)が継続されている。	

(h) 安全管理の推進 - 船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図る。 - 自主的に導入した船舶安全運航管理システムについて、更に国際安全管理規則（ISMコード）認証を任意取得し、組織内の安全風土を確立し、安全管理体制の充実と事故防止の徹底を図る。 - ITの活用を含め陸上からの船隊支援体制を以下のとおり強化する。 ① 台風等対策支援チームの設置 ② 台風等に係る避泊地情報データベースの充実 ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化 - 健康保持増進計画に基づき、心身両面にわたる乗組員・実習生の健康保持増進活動を推進する。 特にメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。	安全管理体制及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、海上における人命と船舶の安全を確保し、船舶保安を維持するとともに、環境の保護を図るため、次の事項を実施する。 ① 国際安全管理規則に従って構築した安全管理マニュアルを適正に実施し維持することにより、練習船の安全の確保及び海洋環境保護を図る。 ② 組織内安全風土の醸成に向けた活動を推進するとともに、緊急事態等に対応した演習を実施する。	3	① 平成 18 年度に取得した任意ISM認証の適合認定書に係る陸上年次審査に合格している。 また、陸上組織及び練習船において、監査を行う職員にISMコードに関する研修を受講させ、安全管理体制及び船舶保安体制の強化に努めている。 民間船社に対して訪船指導を行うなど、民間船社との間に安全風土の醸成に向けた協力体制が築かれている。 ② 各船から寄せられたインシデント情報、ヒヤリハット報告がデータベース化され、サーバーへ掲示するなど、情報の共有化が図られている。 「海王丸海難事故の日」及び「緊急対応能力強化週間」の活用や、テロ対応合同訓練へ参画するなど、安全風土の醸成、緊急事態への対応能力の維持・向上に努めている。	
---	--	----------	---	--

	③ 引き続き、船陸間情報通信ネットワークの強化を図るためのサーバ更新準備と各船及び各課のデータベース構築作業を継続する。 また、必要に応じ、台風等対策支援チームを設置するとともに、台風等に係る避泊地情報データベースの充実に向けた情報の収集と共有を図る。	
	④ 健康保持増進計画を策定し、その活動を推進する。 特に生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を策定する。 また、メンタルヘルスに係る活動の質の向上と効果的な実施方法を策定する。	③ 船陸間の情報通信ネットワークを強化するため、船陸間における特殊な状況への対応を考慮したサーバーの更新準備が進められている他、次の措置が講じられ、船隊支援体制の強化が図られている。 ・ 練習船の位置情報等を陸上に一括把握するシステムの設計。 ・ 携帯電話回線を利用した、迅速かつ確実に情報伝達が行える範囲等の調査と、その導入に向けた準備。 ・ 迅速かつ正確な情報伝達を目的としたネットワーク電子掲示板の工夫。 台風等に対して、台風対策支援チームを有効に活用するとともに、避泊地情報データベースを更新し、安全運航に努めている。 ④ 「平成19年度健康保持増進計画」が策定され、その活動が推進されている。 特にメタボリックシンドロームに着目した生活指導を実施するとともに、産業医が訪船する個別相談等を試行し、生活習慣病の防止対策に努めている。 メンタルヘルスについて、訪船カウンセリングを延べ10回、船内のセクハラ相談員を対象としたセミナーを延べ5回実施し、職場環境の改善に努めている。 季刊紙「安全と衛生」の発行により、安全管理及び衛生管理の啓蒙が図られている。

(i) 自己点検・評価体制の確立 ・ 自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図る。 ・ 訓練による実習生の知識・技能到達レベルを明確にするなど、訓練内容の透明性を高めるとともに、新たに導入された国際基準による訓練体制全般の評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。	資質基準システム(QSS)の内部監査を取り入れた教育査察を実施し、航海訓練に関する自己点検・評価体制を適確に維持する。 また、安全管理システム(SMS)を適正かつ積極的に運用し、安全に関する自己点検・評価体制を維持する。	3	・ 平成 18 年度から試行している 5 段階評価を用いた教育査察の実施結果について、総括を行い、平成 20 年度からの実施に備えた見直しが行われている。 - また、教育査察と並行して実施していた安全管理システム(SMS)の内部監査を、監査の独立性、透明性の向上を目的として、それぞれ単独で実施する体制に改められている。 ・ 各船に対して年 1 回、合計 5 回の教育査察を実施し、査察結果を全所に周知し、有効な取組みや指摘事項に関する情報を共有するとともに業務運営の向上に努めている。 ・ 内部評価委員会を 3 回開催し、外部委員からの組織運営及び業務運営の効率化、関係機関との連携等に係る助言や指摘を活かし業務内容の改善に努めている。 ・ ホームページに寄せられた、広報に関するアンケート意見(217 件)が、広報活動の改善に役立てられている。 ・ 倫理行動規程の制定、倫理委員会の設置など、内部統制、コンプライアンス体制の整備に向けた検討が始められている。	
---	--	----------	--	--

(2) 研究の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。 グループ研究体制の強化・充実を図り、船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。	独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。 研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。	—	—	—
(a) 研究件数 研究件数に関し、期間中30件程度の独自研究、25件程度の共同研究を実施する。	期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については18件（新規3件、継続15件）程度、共同研究については15件（新規3件、継続12件）程度を実施する。	3	- 独自研究17件（新規2件、継続15件） - 共同研究13件（新規1件、継続12件） が実施されている。 なお、研究項目については、航海訓練所内の専門委員会でも内容を精査することとしており、新規独自研究1件、新規共同研究2件については、さらなる調整を行うこととして、20年度以降に持ち越されたため目標件数に達していない。	

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化 - 研究活動の質的向上及び研究テーマの適正な選択に向けて、評価体制を充実するとともに、外部研究機関等との研究交流を拡大する。 - 各研究成果の指標化を図る。	グループ研究体制の評価・検証、及び研究成果の航海訓練への反映効果の検証を行うとともに、引き続き次に掲げるテーマに関する研究を促進する。 ・ヒューマンエレメント（オンボードシミュレータの活用） ・地球環境保全 ・資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証）	3	グループ研究体制の強化を図るとともに、研究成果の航海訓練への反映効果について次のとおり検証が行われている。 オンボード型操船シミュレータの訓練方法や機関系実習では実機と機関実習支援装置との組合せの工夫など、航海訓練の効果を上げるための検証。 計画に基づき次の研究が促進されている。 ・地球環境保全の研究に関して「船舶の主機関及び発電機関から排出されるPMの特性調査」が継続され、新たに「船舶の陸上電源による大気環境改善調査」の共同研究について東京都環境科学研究所と協定が締結されている。 ・資質教育に係る研究について、平成18年度から開始した「労働安全衛生マネジメントシステムにおける労働者参加型改善活動の実習生の教育カリキュラム導入に向けたモデルの作成及び実証的研究」が継続されている。（高崎経済大学との共同研究）	
(3) 社会に対する成果の普及・活用促進（付帯業務の実施） 独立行政法人航海訓練所法に基づき、船員教育訓練及び船舶運航関係の知識・技術及び研究成果に関し普及・活用を図る。 組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想の普及業務及び広報活動を推進する。	独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。	—	—	—

(a) 技術移転の推進に関する業務 ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れる。 また、IMOやILOの動向を踏まえた新たな研修を積極的に受け入れる。 ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。 ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。 ④ 国際会議へ6件程度参画するとともに、外国の船員教育機関との交流を図り、国際的連携を深める。	① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から、合計60名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の技術移転等の実施に努める。 ② 期間中の職員新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じ、1名の船員教育専門家派遣を継続する。 ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。 ④ 技術移転等を推進するため1件程度の国際会議等に参画するとともに、世界海事大学(WMU)留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じて国際的連携を強化する。	4	① 海事関連行政機関及びJICAを通じて海外2機関を含む船員教育機関15機関から延べ154名(年度目標値の2.57倍)の研修員が受け入れられている。 ② 船員教育専門家の派遣について、フィリピン国へ専門家1名が派遣されている。 ③ 専門分野の委員として、23名(年度目標値の1.21倍)の職員が、延べ47の委員会等へ委員として派遣されている。 ④ 技術移転等を推進するため、「GlobalMet」の国際会議に参画するとともに、「ISAM: International Seminar on Advanced MET」において、研究成果(4件)が発表されている。 またIMOの海上安全委員会等に1名を派遣し、国際的動向の把握に努めている。 練習船の外地寄港時(ハワイ)に交流のあった「ホクレア号」の日本寄港時に、日本近海の気象・海象情報を提供し、記念シンポジウムにおいて後援するなど、国際的連携が図られている。	・ 国際的な人材養成や専門委員の派遣による技術移転は、航海訓練所に求められている大きな社会的役割の一つであると考えられ、積極的推進は評価できる。
--	--	----------	--	---

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用 ・ 研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。 ・ 研究成果の活用を推進するため、ホームページに各研究成果の概要を掲載する。 ・ 研究成果の積極的な情報開示に努め、船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。 ・ 船舶の安全運航、海洋環境対策等の船舶運航技術に関して練習船で実施が可能な研究は、積極的に外部研究機関等と連携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。 ・ 30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。 また、必要に応じて特許の出願を図る。	研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開するとともに、研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。 船舶の安全運航、海洋環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究について、積極的に外部研究機関と提携し、実船の諸データ及びその解析結果等を広く提供する。 研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに6件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。	4	・ 調査研究諸報2回（掲載計16編）が発行され、所内外関係先に配布されている。 ・ 船舶の安全運航、海洋環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究について、外部研究機関と提携し、実船の諸データ及びその解析結果等が広く提供されている。 ・ ホームページに各研究成果の概要が掲載され、積極的な情報開示に努めている。 論文発表 5件（年度目標値の0.8倍） 学会発表 15件（年度目標値の2.5倍）	・ 研究活動を積極的に行い、目標値を上回る成果をあげている。
--	---	----------	--	--

(c) 海事思想普及等に関する業務 国民の海への関心を高め、海上輸送の重要性や航海訓練を含めた船員教育の意義・役割への理解を深めるという観点から、当所が担うべき海事思想の普及等に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含め、より積極的に海事思想の普及、広報の実施を図る。 ・ 国や地方自治体主催の各種イベント等に、集客力の高い練習船を活用して積極的に参加し、地域と連携して海事思想の普及を図ることとし、一般公開及び練習船見学会を年45回程度実施する。 ・ 練習船機能を活かして、青少年の体験航海を実施する。 ・ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、業務成果を広く一般に発信する。	国土交通政策に連携して、青少年が海に親しみ、海への関心を高める機会の提供及び若年船員確保を目的とした活動の強化について、海事・港湾関係機関、海運業界及び他の船員教育機関との連携を含めた検討を行い、実施可能なものから試行する。 そのほか、次の業務を継続実施する。 ① 練習船の寄港地における一般公開を25回程度実施する。 ② 練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会を20回程度実施する。 ③ 海王丸において青少年等の体験航海を実施する。 ④ 訪問型海事思想普及活動を推進する。 ⑤ 必要とされる情報、業務成果をマスメディア、ホームページ、広報紙（ナイスティー）、航海訓練レポート（年度実績報告）、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することで更なる情報発信を行う。	4	① 寄港要請に対応して、一般公開が28回実施され、合計103,099名が練習船を見学している。 ② 練習船見学会が20回実施され、合計1,209名の児童・生徒が見学している。 ③ 海王丸において、青少年を対象とした体験航海が9回（国内8回、遠洋航海1回）実施され、159名が参加している。 また、海洋教室が2回実施され、101名が参加している。 ④ 小学校、児童館を訪問して、海や船の話をする訪問型海洋教室が横浜、神戸、岡山等において計9回実施されている。 「海事産業の次世代人材育成推進会議」への取組みとして、練習帆船の体験乗船を5回（88名が参加）、セイルドリル船上見学を4回（62名が参加）が実施され、海事思想の普及に努めている。 ⑤ マスメディア、ホームページ、広報誌、訓練レポート等を通じ、各種情報、業務成果などが積極的に広報されている。	・ 一般公開・見学会で10万人以上の見学者を集めるなど、海事思想の普及に向けてかなりの努力が認められ、将来的に船員就業希望者増につながると考えられる。
--	--	----------	---	---

	⑥ 練習船の一般公開や海フェスタ等の海事関係イベントに参加し、当所及び航海訓練に関する広報活動を行う。		⑥ 海事関係イベントに参加し、広報ブースを設営して航海訓練所及び航海訓練に関して積極的な広報が行われている。	
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 組織の業務範囲において、自己収入の確保を図る。 具体的には、新たに海技士身体検査証明書の発行費用等の徴収を図ることとする。	海技士身体検査証明書の発行費用及び乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受する。 船員教育のあり方に関する検討会報告に対応した受託料等の適正化に向けた検討を行う。	3	乗船実習証明書再発行手数料、運航実務研修に係る研修費、船員教育機関等からの委託に係る受託料、海技士身体検査証明書の発行手数料などの収受を引き続き行い、自己収入の確保に努めている。 平成 19 年度の自己収入実績は 22,782 千円であった。 船員教育のあり方に関する検討会報告に対応した受託料等の適正化に向け関係機関と検討している。	
(2) 予算、収支計画及び資金計画 ・ 予算 ・ 収支計画 ・ 資金計画		3	・ 予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査が実施され、指摘事項に基づく適切な改善が図られている。 ・ 契約状況については、入札及び随意契約とも監事による監査が行われており、規程に基づき適切に執行されている。	
4. 短期借入金の限度額 ・ 予見し難い事故等の事由により、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1, 200百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1, 200百万円とする。	—	短期借入金の実績なし。	

5. 重要財産の処分計画 ・なし		—	なし。	
6. 剰余金の使途 ・ 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。	期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。	3	今期における剰余金110百万円は、通則法第44条に第1項に基づき積立金として適切に処理されている。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。 ① 東京港晴海栈橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を行う。 ② 効果的な訓練機材の配備充実を図る。	(a) 「東京港晴海専用栈橋」の老朽化に対する安全確保のための改修工事を完工させる。 (b) 船員教育のあり方に関する検討会報告を踏まえ、内航用小型練習船導入の検討に着手する。	3	・ 晴海専用栈橋前面水域を現有練習船の運航に支障のない水深まで浚渫し、栈橋建造当時に比べ大型化した練習船に対応できるよう栈橋が改修されている。 ・ 検討会報告を踏まえ、次の観点から内航用小型船の導入に向けた、検討が始められている。 ・ 今後受託する実習生人数の見通し ・ 小型練習船の実習形態と問題点 ・ 小型練習船の基本仕様、必要設備 ・ なお、保有資産は監事監査により、減損会計の情報に基づく検証及び必要性について見直しが行われるとともに、資産、設備について有効に活用されている。	

(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	3	・ 中期計画に掲げる「人件費(退職手当等を除く。)の5%以上の削減」については、既に平成18年度において達成。平成19年度においては、さらに人件費削減への取組みとして、3名の定員が削減されている。 ・ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しが行われている。	
---	---	----------	---	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・ 5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成19年度業務実績評価調書：航海訓練所

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝80 項目数（24）×3＝72 下記公式＝111%

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総 合 評 価

（法人の業務の実績）

- ・ 航海訓練所の本来的使命である教育、訓練については、海事教育機関としてのグローバル化、並びに業界のニーズの把握に努めるとともに、大きく変化する海事社会状況に応じて精一杯の努力を重ねており、全般的に中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- ・ 組織運営の効率化や訓練品質向上へ組織一体となって積極的に取り組んでおり、業務運営全般において順調に推移している。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 業務目的のひとつである研究件数が、年度計画に比し、若干足りなかったが、内容の精査、十分な準備のもと、次年度に実施されることを期待する。

（その他推奨事例等）

- ・ 海洋基本法の制定に伴い、以前にも増して国民の海への関心を高めることが重要となっている。航海訓練所は一般公開、見学会、体験航海、海洋教室などを通して、10万人以上の一般市民を集めており、その活動は海事思想の普及に対して特筆すべき貢献と言える。
- ・ 内部評価委員会による業務内容の改善は大変評価出来る取り組みである。教育査察やSMSの内部監査をしっかりと実施し体制を確立して頂きたい。